

【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200326	備後交通有限会社(法人番号6240002047514) 代表者栗原稔	広島県福山市南本庄4丁目7-22	本社営業所	広島県福山市南本庄4丁目7-22	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	道路運送法第27条第3項	平成30年6月27日、同年9月11日及び平成31年4月12日、死亡事故を端緒として監査実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)(2)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第3項)(4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)(5)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)(6)運転者に対する指導監督の記録義務違反(運輸規則第38条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)(8)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)(10)整備管理者研修受講義務違反(運輸規則第46条)(11)運行管理者講習未受講(運輸規則第48条の4第1項)	5	5